

新型コロナウイルス感染症における主な支援制度

◆特別定額給付金

基準日(4月27日)時点で市の住民基本台帳に記録されている方1人につき、10万円を給付します。

- 申請期限=8月26日
- 申請方法=申請書(発送済み)に必要事項を記入の上郵送。マイナンバーカードによるオンライン申請も可
- 視覚障害がある方の申請の支援を区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課で行っています。
詳しくはお問い合わせください(△は7ページ)
- 問特別定額給付金専用ダイヤル△302・6434(平日8:30~19:00)

◆国民健康保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯(介護保険については65歳以上の介護保険被保険者)を対象に、2月から令和3年3月までに納期限が設定されている保険料の減免を行います。

※いずれも●申請期限=令和3年3月31日

■国民健康保険料

- 申請方法=国民健康保険料決定通知書(6月に発送済み)に同封の申請書に必要事項を記入の上郵送
問区役所・宮城総合支所保健年金課、秋保総合支所保健福祉課(△は7ページ)

■介護保険料

- 申請方法=申請書(下記問い合わせ先で配布または市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上郵送。直接持参も可
問区役所介護保険課、宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課(△は7ページ)

◆緊急小口資金の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により、収入が減少し緊急かつ一時的な生計維持のために資金が必要な方を対象に、緊急小口資金の貸付を行っています。

- 貸付金額=10万円以内(条件により20万円までの貸付も可。詳しくはお問い合わせください)
- 申請方法=申請書(ホームページhttp://www.shakyo-sendai.or.jp/n/archives/33230からダウンロード)に必要事項を記入の上郵送
問仙台市社会福祉協議会△080・4478・5025、△090・6071・5795(平日9:00~16:00)

※情報は6月17日現在。その他の支援制度や最新の情報等については市ホームページをご覧ください

◆公共料金等の減免・支払期限延長

■水道・下水道

市と契約がある方を対象に水道の基本料金と下水道の基本使用料(公設浄化槽の場合は下水道基本使用料相当額)の7月・8月検針分を減免します。申請は不要です。
問【水道】水道局営業課△304・0017、【下水道】建設局業務課△214・8337

※支払いが困難な方の相談窓口

【青葉区・泉区】北料金センター△371・8830、【宮城野区・若林区・太白区】南料金センター△304・0023

■ガス

社会福祉協議会の緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受け、ガス料金の支払いが困難な方を対象に、支払期限を1ヶ月延長します。申請方法等詳しくは、お問い合わせいただくなが、ガス局ホームページをご覧ください。
問ガス局お客さまセンター△0800・800・8977(平日・土曜日8:30~17:00)

◆市税の納税猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降の任意の期間(1ヶ月以上)の収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少した方で、一時に納付または納入を行うことが困難な方を対象に、市税の納税を1年間猶予します。申請方法等詳しくは、お問い合わせいただくなが、市ホームページをご覧ください。

問北徴収課【青葉区】△214・8152【泉区】△214・5027、南徴収課【宮城野区・若林区】△214・8153【太白区】△214・8154

※国税の減額・猶予等については、国税局猶予相談センター△0120・945・430までお問い合わせください

◆住居確保給付金の支給

離職や休業により経済的に困窮し住居を喪失した方、喪失する恐れがある方を対象に家賃額(共益費、管理費等を除く)の全部または一部を(原則3ヶ月、最長9ヶ月)補助します。

- 申請方法=申請書(市ホームページからダウンロード)に必要事項を記入の上郵送
問区役所保護課、宮城総合支所管理課(△は7ページ)

